

## スマホの広告から口臭がなくなる歯磨きを購入したが定期契約！

### 事例

ユーチューブを見て「口臭がなくなる！お試し500円」との広告があり、これを使えば口臭が消えると思い気軽に申込んだ。すぐ商品と振込書が届いた。使用したところ、効果を感じられなく続けて購入したいとは思わなかった。2日前商品が2個届き8千円の請求書が入っている。断りたいが事業者につながらない。  
(60代男性)



### アドバイス

- 事例のように、スマホの動画やアプリの広告を見て「1回のもりが定期購入だった」など、サプリメントや化粧品の相談が多く寄せられています。
- インターネット通販は、広告に契約内容、支払総額、解約・返品について書くこととされています。書いてある内容については、事業者のルールに従わなければなりません。
- 商品を注文する際は、「お試し」「初回〇〇円」などといった価格だけでなく、定期購入が条件になっていないか、継続期間や支払うことになる総額など契約内容をよく確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前に連絡が必要」のように申請期間に制限、通常価格を支払う必要があるなど条件が定められているケースがあります。解約・返品の可否をしっかり確認しましょう。
- 電話が繋がらないなど困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

### ●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

